

平成19年8月7日

## 労働安全等に関する行政評価・監視 〈評価・監視結果に基づく勧告〉

### 【ポイント】

労働災害の防止及び労働者の健康確保のための取組や問題点等について調査を実施。また、労働安全等に関する規制の改革について**定期的・計画的な見直しの観点から初めて調査**

長期間本格的な見直しが行われていない**労働安全等に関する規制の改革**や、小規模事業場に対する安全衛生対策として効果が上がっていない**産業医共同選任事業を廃止**し、産業医の共同選任に対する効果的、効率的な助成方策を検討することなどを厚生労働省に対し**勧告**

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、8管区行政評価局（支局を含む。）及び14行政評価事務所が平成17年12月から18年7月にかけて実地に調査（17年12月～18年3月：第1次調査。18年4月～7月：第2次調査）

# 調査の背景と勧告事項

## 背景

- 労働災害による死傷者数は減少傾向にあるものの、いまだ多数発生。重大災害(注)は平成13年以降増加傾向  
(注) 重大災害とは、一時に3人以上の労働者が業務上死傷等した災害事故  
<労働災害の発生件数の推移>
  - ・ 死亡者数及び休業4日以上を負傷者数：(平成13年)13万3,598人  
⇒(同17年)12万354人
  - ・ 重大災害の発生件数：(平成13年)225件⇒(同17年)265件
- 定期健康診断によって健康上問題があるとされた労働者が年々増加傾向  
<定期健康診断による有所見者数>(平成13年)約527万人⇒(同17年)約586万人
- 労働安全衛生法等に基づく労働安全等に対する規制の中には、技術革新等に伴って実態に合わないものありとの指摘等

- この行政評価・監視は、労働災害防止対策の推進状況、健康確保対策の推進状況、労働安全等に関する規制の改革の推進状況について調査
- 調査対象：厚生労働省、22都道府県労働局、45労働基準監督署、444事業者等

## 行政評価・監視の実施結果

### 【主なもの】

- 1 労働安全等に関する規制の改革の推進
- 2 小規模事業場の安全衛生対策の適切化
- 3 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

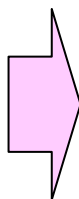
左記の観点から具体的な改善策を勧告

勧告日：平成19年8月7日  
勧告先：厚生労働省

# 1 労働安全等に関する規制の改革の推進

## 制度の仕組み

- 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、関係法令、告示・指針等において、労働者の安全と健康の確保、快適な作業環境の形成の促進を目的に労働安全等に関する各種の規制を設定
- 政府は、「規制改革推進 3 年計画」等累次の閣議決定等に基づき改革を推進



## 調査結果

- 厚生労働省においては、労働安全等に関する規制について、定期的・計画的な見直しを行っていない
- 労働安全等に関する規制のうち、労働安全の確保を前提として**規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられるもの：28 事項**

### 【主な事例(別紙参照)】

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| ① 仕様規定となっている構造規格の性能規定化    | ⇒ 事例 1 |
| ② 構造規格と JIS 規格との整合化       | ⇒ 事例 2 |
| ③ 機械等の設置等に関する届出の提出期限の見直し  | ⇒ 事例 3 |
| ④ 類似の資格等に関する講習の一本化        | ⇒ 事例 4 |
| ⑤ 機械等の製造時等における検査の実施方法の見直し | ⇒ 事例 5 |

## 勧告要旨

- 労働安全等に関する**規制の改革を進めるための検討を定期的・計画的に行い、必要な見直しを行うこと。**
- **規制の改革を進めることが必要と考えられる各事項について、早急に検討すること。**

## 2 小規模事業場の安全衛生対策の適切化

### 制度の仕組み

労働者の健康確保対策として、労働者 50 人以上の事業場には産業医の選任を義務付け

厚生労働省は、小規模事業場(労働者 50 人未満の事業場)における健康管理等を支援するため、次の安全衛生対策(事業)を実施

#### ○ 地域産業保健センター事業

地域産業保健センター(以下「地域センター」という。)が、小規模事業場に対する健康管理等を支援する事業(注1)(平成 18 年度予算額は約 24 億 6,000 万円(注2))

<主な内容>

- ① 健康相談窓口の設置
- ② 個別訪問産業保健指導の実施 等

(注) 1 平成 18 年度までは郡市医師会に委託(347 地域センター指定)。19 年度からは事業実施希望者を公募  
2 労働保険特別会計

#### ○ 産業医共同選任事業

小規模事業場の事業者が産業医を共同で選任した場合の費用の一部を助成する事業(平成 18 年度予算額は約 2 億 700 万円(注))

- ・ 最大 3 年間継続して事業が可能

(注) 労働保険特別会計

### 勧告要旨

- 事業の活性化が担保されるような委託費の決定方式を導入すること。
- 産業医共同選任事業を廃止し、産業医の共同選任に対する効果的、効率的な助成方策を検討すること。

### 調査結果(1)

- 地域センターの産業保健活動の実績は低調  
(例) 健康相談窓口の年間開設回数(約 50 回)を下回るもの: 調査した 187 センター中 120 センター(64.2%)  
1 回当たりの平均利用者数: 2.6 人
- 地域センターを知らない小規模事業場: 調査した 160 事業場中 87 事業場(54.4%)
- 地域センターへの事業委託費の配分は、実績を反映せず、ほぼ一律  
(例) 健康相談窓口の開設が 318 回、個別訪問産業保健指導が 24 回のセンターと健康相談窓口の開設が 17 回、個別訪問産業保健指導が 20 回のセンターの委託費が同額(年間約 500 万円)

### 調査結果(2)

- 産業医を複数の小規模事業場が共同で選任することを支援すること自体は、コスト面でのメリットがあり、小規模事業場における安全衛生対策として有効と認められる。  
しかし、本事業は事業の設計に起因する次のような問題あり。
  - ① 産業医共同選任事業の実施事業場数は減少傾向
    - ・ 実施事業場数: (13 年度)2,924 事業場→(17 年度)2,269 事業場
  - ② 事業終了後、引き続き産業医を選任している事業場は極めて少数(調査した 34 事業場中 2 事業場)であり、事業効果が上がっていない。

### 3 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

#### 制度の仕組み

- 労働災害を防止するため、近年、国際的に、『安全衛生に関する方針の表明、危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置、目標の設定や計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程を定めて行う自主的な安全衛生活動の新たな仕組み』（マネジメントシステム）への取組が進められつつある。
- わが国においても、平成11年に厚生労働省は、事業者がマネジメントシステムを導入しようとする際に必要な基本的事項を定めた「指針」を公表し、事業場への導入を推進
- 労働安全衛生法の改正（平成17年）によって、『建設物、設備、ガス等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査』（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づく措置を講ずることを事業者の努力義務とした。

#### 調査結果

- **マネジメントシステムの導入事業場は未導入事業場に比べて労働災害の発生率が低い**
  - ・ 労働者1,000人当たりの災害発生率（厚生労働省の調査結果（平成15年））  
マネジメントシステム運用事業場：3.9 未運用事業場：6.2  
リスクアセスメント実施事業場：4.0
- **マネジメントシステムの理解は不十分かつ導入率は低調**
  - ・ システムの導入率（厚生労働省の調査結果（平成17年））：7.3%
- **調査した事業者は、マネジメントシステムの導入を検討するに当たり、行政に対し次のような対応を求めているが、厚生労働省の対応は不十分**
  - ① 類似業種、同規模の事業場におけるマネジメントシステムの導入事例、導入効果等の提供情報の充実
  - ② 事業場規模等に応じて、分かりやすく整理した資料の作成等
  - ③ 経営者等に対する直接導入の働きかけを実施 等
- **リスクアセスメントはマネジメントシステムに近い効果あり。しかし、マネジメントシステムの導入に慎重な事業者に対し、リスクアセスメントの導入を働きかけることについての労働局・労基署の取組は低調**
  - ・ 調査した22労働局中1労働局、45労基署中2労基署が取組を実施

#### 勧告要旨

- 業種や規模等に応じた構築事例集の作成等のマネジメントシステムの導入の支援措置を充実すること。
- マネジメントシステムの導入に慎重な事業者に対し、リスクアセスメントの導入について働きかけを徹底すること。

## (別紙) 規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられる主な事例

### 事例 1

#### 【動力プレス機械構造規格の性能規定化】

動力プレス機械(注1)構造規格は「仕様規定」(注2)となっており、制定以来本格的な改正が一度も行われていない。そのため、事業者は、安全性が向上した新たな技術が存在しても寸法等が規定に適合しないために導入できないとしている。したがって、原則として、「性能規定」(注3)に変更することについて検討すべき。

(注1) 動力プレス機械とは、電気等を動力として、金属等の材料の曲げやせん断等の加工を行う工作機械のこと

(注2) 仕様規定とは、具体的な材料や寸法等(例えば、機械に使用する部品の材質やスイッチ類の設置間隔等)を明示した規定

(注3) 性能規定とは、必要な機能・性能を明示して、その基準に適合することを求める規定

### 事例 2

#### 【圧力容器構造規格の JIS 規格との整合化】

圧力容器の破裂等の災害を防止するため、圧力容器が備えるべき構造等に関する規格として、圧力容器構造規格が定められている。圧力容器構造規格では、圧力容器の内部を確認するためののぞき窓の規格も定められており、それによれば、のぞき窓に使用すべきガラスは、昭和 32 年に制定された JIS R3206 (船舶の窓、家具などに使用する強化ガラスの規格)に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものとされているが、JIS R3206 は、例えば、のぞき窓として通常継続して使用できる温度に関する規定がないなど、圧力容器ののぞき窓のガラスとしては十分な安全性を担保したものではなくなっている。

一方、平成 6 年には、圧力容器ののぞき窓の規格として JIS B8286 が制定され、その後の技術進歩やのぞき窓に起因する事故を背景に同 17 年には改正も行われているため、圧力容器構造規格には JIS B8286 を引用することが妥当と考えられる。

したがって、圧力容器構造規格に JIS B8286 を引用する等の見直しを行うことについて検討すべき。

### 事例 3

#### 【クレーン等の設置届及び変更届の届出期限の見直し】

労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づき、クレーン等の設置及び主要構造部分(原動機、ブレーキ等)の変更をしようとする者は、当該設置及び変更の工事計画を、クレーンの設置又は変更の内容等に関わらず、一律に工事開始の 30 日前までに所轄労基署長に届け出ることとされている。

そのため、事業者は、工事の着工時期は設置届等の提出後 30 日以降に設定せざるを得ず、仮に労基署の審査が 30 日前に終わった場合でも、工事のスケジュール上、着工日を急遽早める等の対応は難しく、結果的に 30 日以上待つことになり非効率であるとしている。

したがって、比較的軽微な内容の工事に関する届出については、届出期限を見直すことについて検討すべき。

## 事例4

### 【有機溶剤作業主任者技能講習と特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の一本化】

労働安全衛生法において、危険性が高い有害物を取り扱う作業場等においては、それらに関する技能講習を終了したものの中から作業主任者を選任しなくてはならないとされている。

有機溶剤を取り扱う作業場では有機溶剤作業主任者を、特定化学物質を取り扱う作業場では特定化学物質作業主任者を選任することとされており、有機溶剤作業主任者となるためには有機溶剤作業主任者技能講習を、特定化学物質作業主任者となるためには特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了することが必要とされている。

そのため、事業者は、塗装業等のように有機溶剤と特定化学物質の両方を取り扱う事業者は、両方の技能講習を別々に受講しなければならず負担になっているとしている。

したがって、両講習を受講しようとする者に対応するため、両講習を一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討すべき。

## 事例5

### 【ボイラー等の製造時等における検査の実施方法の見直し】

労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づき、事業者は、ボイラー等を製造した時や変更を加える時などには、事業場を管轄する労働局長及び労基署長が実施する検査を受けなければならないとされている。ただし、労働局及び労基署の中には、曜日を限定して検査を実施しているものがみられる。

そのため、事業者は、検査を受ける場合、所轄労働局及び労基署の検査日に合わせなければならず業務に支障を来たすので、登録検査機関等が検査を代行してほしいとしている。

したがって、労働局及び労基署に対し、検査日について柔軟に対応するよう指導すべき。また、当該検査を登録検査機関等においても実施することについて検討すべき。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 内閣、総務、厚生労働、防衛担当評価監視官室

評価監視官：庄司 賢一（内線：2525）

総括評価監視調査官：花田 聡（内線：2528）

上席評価監視調査官：今住 秀孝（内線：2490）

電話（代表）：03-5253-5111※

（直通）：03-5253-5453

ファクシミリ：03-5253-5457

電子メール：kans2047@soumu.go.jp

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時30分までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。